

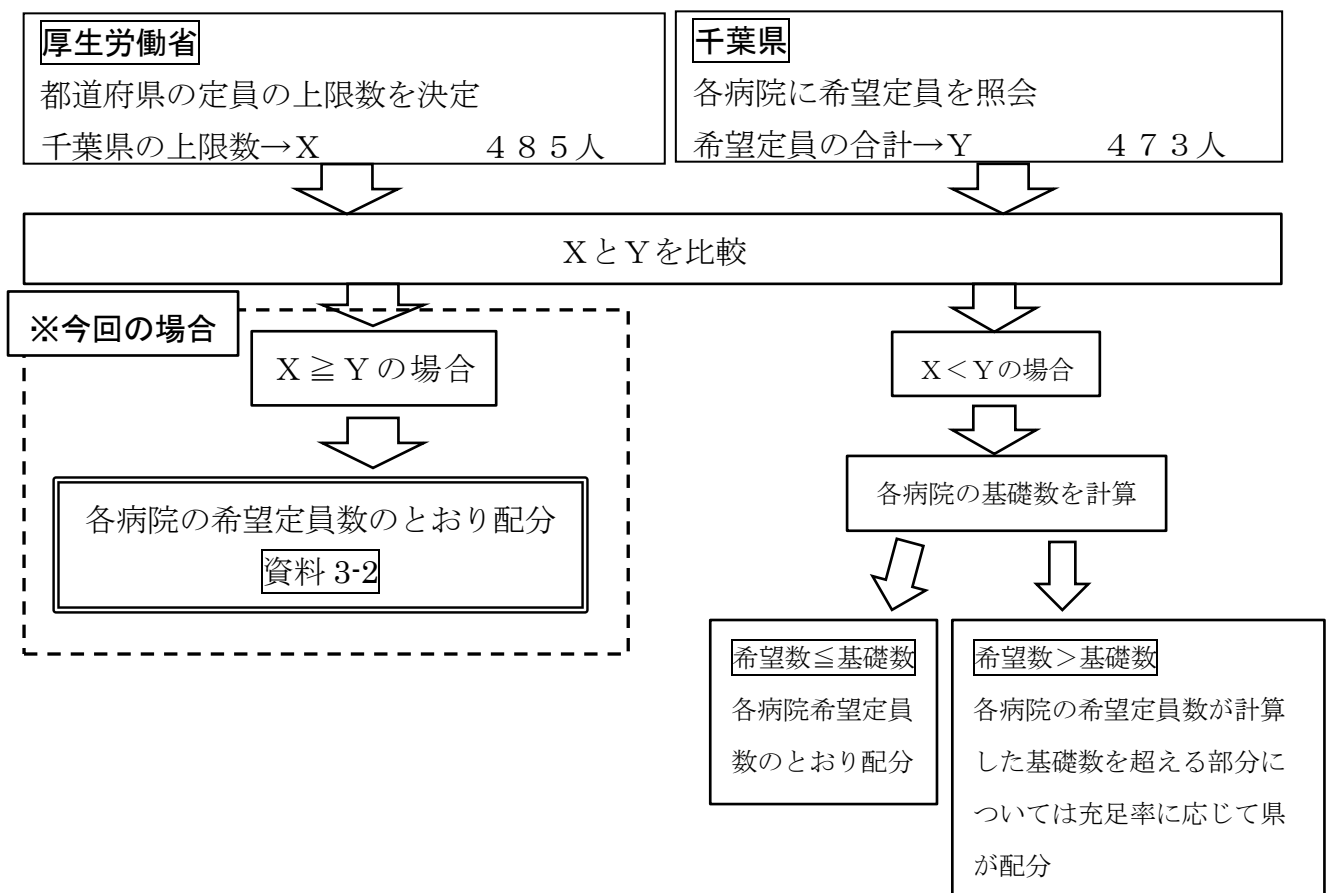
令和3年度臨床研修病院の募集定員の設定について

1 概要

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制の確保、整備をするため、令和2年度から臨床研修病院の募集定員の設定に係る権限が国から県へ移譲されることに伴い、募集定員の設定についてあらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない、と医師法で定められた。

なお実際に県が定員設定を行うのは令和3年度より開始される臨床研修からとなる。

2 令和3年度臨床研修病院の募集定員の設定方法



国より示された都道府県の定員上限は485人であった。

県内臨床研修病院が希望する募集定員の合計は473人であるため、臨床研修病院の希望のとおり配分を行う。(資料 3-2)

※定員上限に余りがある場合は追加募集を行い、充足率に応じて配分を行う。